

令和5年第3回定例会

土木企業立地推進委員会資料

1. 台風13号に係る企業局の対応状況等について … 2
2. 企業局におけるPFASに係る現況と規制基準
強化に向けた取組について … 3

令和5年9月14日
企業局

項 目 台風 13 号に係る企業局の対応状況等について

1 被害状況 ⇒ 実被害なし

- 土合配水場（神栖市：鰐川浄水場関連施設）で短時間の停電があり、その影響で流量調整弁が遠隔操作不能になったものの、復旧作業を進め、9月9日（土）午前中には復旧済みで給水に影響なし。
- その他、2浄水場、2取水場及び3配水場において瞬間停電等があったが、復旧済みであり、給水に影響なし。

2 対応経緯（9月7日（木）～9日（土））**○企業局（本局）の災害対策会議（3回開催）**

事前の準備として、風水害時の対策内容（本局の待機体制や水道事務所との連携方法等）を確認。

また、9月9日（土）には、早朝から、水道事務所に対して被害状況及び各事務所の対応状況の報告を依頼し、実被害がないことを確認。

○水道事務所の対応

事前の準備として、風水害時の災害対応や待機体制を確認。また、取水口の確認や清掃、原水濁度の監視※を強化するなどの水質管理を徹底。

9月9日（土）には、早朝から、各浄水場内（屋内及び屋外）の巡視を行い、現場状況を点検し、上記1以外の問題がないことを確認。

※原水の濁度を計測し、濁度が高い場合には薬品を注入するなどの処理を行うこと

3 その他

（公社）日本水道協会茨城県支部（事務局：日立市）に対して、市町村から応援要請があった際には、企業局としてできる限りの支援をすることを申入れ。

⇒ 実際応援要請はなし

項目 企業局における^{ピーファス}PFASに係る現況と規制基準強化に向けた取組について

1. 企業局の浄水に係るPFASの現況

- 県民に安心していただくため、本年5月から、検査頻度を今までの年1回から月1回に増やし、検査結果を随時当局ホームページに公表している。
- 令和3（2021）年度以降の検査におけるPFOS及びPFOA（有機フッ素化合物の中でも有害性が高いとされる物質）の合算値は、下表のとおり。

【企業局の浄水に含まれるPFOS・PFOAの合算値（単位：ng/L）】

R3年度	R4年度	R5年5月	R5年6月	R5年7月	R5年8月
2～13	2～12	2～8	2～8	2～10	2～9

- ※厚生労働省が設定したPFOS及びPFOAの暫定目標値（令和2年4月適用）は、合算で50ng/L以下。
- ※これまでに企業局の浄水が目標値を超過したことはない。

2. 企業局における取組

- 本年3月、米国環境保護庁は、PFOS・PFOAそれぞれの規制値を4ng/L以下にする案を発表。
 ※従前の同国における規制値は、PFOS・PFOA合算で70ng/L以下。
- 今後、我が国においても米国案並みの規制値に強化された場合を想定し、当局としても迅速に対応できるよう、本年4月に局内でワーキングチームを発足し、PFASの除去方法について検討を開始。
- ワーキングチームでは、現在、鹿島浄水場において調査実験を行っており、粒状活性炭の吸着能力を高めることで浄水のPFOS・PFOAの値を4ng/L以下に抑えられるという結果が得られた。
- 今後は、コスト面に十分留意しながら、効果的な粒状活性炭の運用方法等について検討を進めていく。

3. 国の動き

- 本年7月、「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」（環境省）が科学的知見に基づき監修した「PFOS、PFOAに関するQ&A集」によると、暫定目標値（PFOS・PFOA合算で50ng/L）の取扱いについては、今後も環境省と厚労省が連携し、最新の科学的知見に基づく専門家の検討が進められる予定。

<PFASとは>

- PFASは、^{ピーファス}PFOS、^{ピーフォス}PFOAに代表される有機フッ素化合物の総称であり、生体内に長く蓄積された場合、生殖不全や発育不全を引き起こす可能性がある」と報告されている。
- 人工的に化学生成された物質であり、独特の性質（撥水、撥油、耐熱、耐薬品等）を持ち、消火剤、撥水剤、表面処理剤等に用いられてきた。
- 分解困難で、極めて残存性が高いため、世界中の地下水、河川水、土壌、生物体内等から検出されており、人体や生態系への影響が懸念されている。

令和5年8月31日開会

①

令和5年第3回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和5年第3回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第99号議案 令和5年度茨城県一般会計補正予算（第3号）	1
第100号議案 令和5年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第1号）	10
第101号議案 令和5年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	13
第102号議案 令和5年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第1号）	15
第103号議案 茨城県旅館業法施行条例及び茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	17
第104号議案 茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例	18
第105号議案 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	19
第106号議案 県有財産の取得について	20
第107号議案 県有財産の売却処分について（旧岩井西高等学校敷地等）	21
第108号議案 県有財産の売却処分について（那珂西部工業団地事業用地）	22
第109号議案 県が行う建設事業に対する市の負担額について	23
第110号議案 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について	24
第111号議案 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について	26
第112号議案 工事請負契約の締結について	28
第113号議案 あっせんの申立てについて	29
報告第4号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について	31

予

算

第102号議案

令和5年度 茨城県地域振興事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度茨城県地域振興事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度茨城県地域振興事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号中「232,000㎡」を「615,000㎡」に、「71,000千円」を「4,699,000千円」に改める。

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収	入	
第1款 土地造成事業資本的収入	6,338,094千円	4,628,000千円	10,966,094千円
第1項 企 業 債	5,983,700千円	4,628,000千円	10,611,700千円
	支	出	
第1款 土地造成事業資本的支出	25,905,120千円	4,628,000千円	30,533,120千円
第1項 土 地 造 成 費	6,709,908千円	4,628,000千円	11,337,908千円

（債務負担行為の補正）

第4条 予算第5条の表中ひたちなか地区土地造成事業造成関連業務委託契約の項の次に次のように加える。

ひたちなか地区土地造成事業造成関連業務委託契約	自 令和6年度 至 令和8年度	5,825,400
-------------------------	--------------------	-----------

（企業債の補正）

第5条 予算第6条中限度額「5,983,700千円」を「10,611,700千円」に改める。

（一時借入金の補正）

第6条 予算第7条中「13,400,000千円」を「18,028,000千円」に改める。

（重要な資産の取得の補正）

第7条 予算第10条を次のとおり改める。

（重要な資産の取得及び処分）

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	
1	取得する資産	工業団地用地	232,000㎡	
		（ひたちなか市新光町）		
	種 類	名 称	数 量	処分の態様
2	処分する資産	工業団地	593,000㎡	売払い
		（坂東市山・逆井・生子・生子新田・菅谷）		

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦